

掲示期間 1.10-1.19

新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月10日

新潟市選挙管理委員会

委員長 真島 義郎

新潟市選挙管理委員会訓令第2号

新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成19年新潟市選挙管理委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「新潟市長」を「新潟市議会議員及び新潟市長」に改める。

別記様式第1号中「新潟市長選挙」を「選挙」に改める。

別記様式第2号中「新潟市長選挙」を「選挙」に、「新潟市長の選挙」を「新潟市議会議員及び新潟市長の選挙」に改める。

別記様式第3号中「新潟市長の選挙」を「新潟市議会議員及び新潟市長の選挙」に、「新潟市長選挙」を「選挙」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第5条関係）

## 選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

印

### 記

ビラ作成業者の住所及び氏名 (法人にあつては所在地名称及び代表者の氏名)	
作成枚数	枚
作成金額	円

### 備考

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が新潟市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、新潟市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

#### (1) 新潟市議会議員

##### ア 枚数

8,000枚

##### イ 限度額

$7円51銭(単価) \times 当該作成枚数 = 限度額(1円未満の端数は切上げ)$

#### (2) 新潟市長

##### ア 枚数

70,000枚

##### イ 限度額

##### (ア) 確認された作成枚数が50,000枚以下である場合

$7円51銭(単価) \times 当該作成枚数 = 限度額(1円未満の端数は切上げ)$

##### (イ) 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{5円2銭 \times (作成枚数 - 50,000) + 375,500円}{当該作成枚数} = 単価(1銭未満の端数は切上げ)$$

単価  $\times$  当該作成枚数 = 限度額 (1円未満の端数は切上げ)

別記様式第5号中「新潟市長の選挙」を「新潟市議会議員及び新潟市長の選挙」に、「新潟市長選挙」を「選挙」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される新潟市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新潟市議会議員の選挙については、なお従前の例による。